

米国食品安全強化法について

平成 25 年 2 月 25 日
食 品 製 造 卸 売 課

2011 年 1 月 4 日、米国連邦食品医薬品局(FDA)の権限を大幅に強化する「米国食品安全強化法(以下「強化法」という。)」が成立したことにより、貴社が米国へ食品を輸出するためには、貴社工場が FDA の登録施設であるとともに、強化法に適切に対応することが求められます。

今般、米国政府は、強化法第 103 条（危害分析及びリスクに基づく予防管理措置）及び第 105 条（農産物安全基準）に係る規則案を、1 月 16 日付の米国政府の官報にて公表し、5 月 16 日までパブリックコメントを受け付けております。

また、ジェトロでは、本規則案に対するジェトロとしてのパブリックコメント案を 2 月 22 日より公開しており、米国向け食品輸出事業者等から広く意見を募集しておりますので、食品関係企業の皆様におかれましては、内容をご確認いただくとともに、意見等がある場合は、3 月 15 日の 12 時までに、インターネットを利用して、各企業等から直接、ジェトロの HP 内にある専用入力フォームにコメントを記入願います。

なお、意見等がある企業の皆様におかれましては、引き続き、直接、米国政府に対してもパブリックコメントの提出をお願いいたします。

【本案件に係るジェトロの HP 内のアドレス】

1. ジェトロのパブリックコメント案に対する意見の受付場所

<http://www.jetro.go.jp/news/announcement/20130219126-news>

2. ジェトロによる強化法第 103 条規則案（連邦規則集 21CFR117 案）の和訳

<http://www.jetro.go.jp/news/announcement/20130219126-news/annextion.pdf>

(なお、ジェトロでは、強化法第 105 条規則案（連邦規則集 21CFR112 案）の和訳を現在作成中)

【本案件に係る米国政府の HP 内のアドレス】

米国政府によるパブリックコメントの受付場所

1. 危害分析及びリスクに基づく予防管理措置の義務づけ（第 103 条）

<http://www.regulations.gov/#!docketDetail;D=FDA-2011-N-0920>

2. 農産物安全基準の義務付け（第 105 条）

<http://www.regulations.gov/#!docketDetail;D=FDA-2011-N-0921>

問い合わせ先

農林水産省食料産業局食品製造卸売課

国際・調査班 吉田、高橋

電話：03-3502-8111（内4111）